

※排水を全量下水道へ排水している場合で、有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設を設置する場合

(注) 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市長 様

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任が必要。

届出者 郵便番号 460-8508
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
名称 丸八金属工業株式会社
代表者氏名 名古屋 太郎

提出年月日を記入する。

連絡責任者職氏名 名古屋 次郎

電話 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		丸八金属工業株式会社 第一工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		名古屋市中区三の丸三丁目1-1	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設	※有害物質使用特定施設を設置しているが、排水を全量下水道に排出している場合及び、有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業者は第5条第3項関係になります。
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	66-③	C-2	工場において使っている番号等があれば、記入する。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)	有害物質貯蔵指定施設	
型 式	全自動銅ニッケルクロム ラインメッキ (あいち社製 平成22年式)	貯蔵タンク (あいち社製 平成23年式)	
構 造	鉄鋼製 (ライニング処理) (別紙参照)	ポリエチレン製 (別紙参照)	構造図を添付する。
主 要 寸 法	装置全体で1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)	1000mm×1000mm×1500mm×1基	
能 力	△△kg/日	貯蔵量 1500L	設置基数についても記入する。
配 置	別添図面1のとおり	めっき工場の屋外に設置 (別添図面1のとおり)	有害物質貯蔵指定施設等の配置図を添付する。 地下に設置されている場合は、その旨を記載する。
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリート (耐酸性コーティング)。 周囲には防液堤を設け、流出を防止 (貯留量〇m³)	床面は厚さ100mmのコンクリート。 (耐酸性コーティング) 周囲には防液堤を設け、流出を防止 (貯留量〇m³)	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項	施設担当者：名古屋太郎 主要製品：自動車バルブ部品など		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	66-②	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	なし
構造	配管、排水溝、ためます 別添図面1のとおり	
主要寸法	別添図面1のとおり	
配置	めっき工場1階	
設置年月日	年 月 日	
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	※配管について 地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	66-③	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	めっき工場1階 (別添図面1のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (別添図面1のとおり)
操 業 の 系 統	▲▲めっきを行う	廃液の貯蔵
使 用 時 間 間 隔	10時～16時	1日に1回
1日当たりの使用時間	6時間	5分/回
使用の季節的変動	6月中旬～7月中旬100%稼働 12月中旬～1月中旬30%稼働 その他 70%稼働	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	〈前処理工程〉 〇〇 〈めっき工程〉 □□	使用する有害物質の種類を明記すること。
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		シアンを含む廃液 (含有率〇～〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	【66-②】 水道水 ↓ めっき工程（洗浄等） ↓ めっき排水処理装置 ↓ 排水口 【C-2】 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、ホースを用いてタンクに搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出					
	用途別用水量	用	途	使	用	水
めっき等工程		水道水		12		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

工場・事業場の概要

工場・事業場の名称	アイチ金属工業株式会社 第一工場	工場・事業場の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目 1-1
創業年月日	昭和56年4月1日	資本金	8,000万円
従業員数	200人	公害関係担当者 氏 名	名古屋 次郎 電話 (052) 000-0000
主な生産品 (月産別)	自動車部品	日本標準産業分類 細分類番号	3013

〈工場付近の略図〉

工場・事業場付近の略図を記載する。
最寄りの駅など目印となる建物等を
記入すること。

図面 1

